

美幌町自治基本条例について

平成23年9月20日
美幌町総務部政策財務グループ

自治基本条例とは？

自治体を運営するのに必要な基本理念、基本原則、ルールを
総合的に定めるもの

町民主体のまちづくりを進めるための基本となるもの

自治基本条例

(自治体の最高規範)

||

まちの憲法

自治基本条例の構成要素

自治体運営
のための
理念・目標

自治体運営
のための
基本原則

自治体運営
のための
制度・仕組み

町民の役割、
議会及び
行政の責務

自治基本条例はなぜ必要？

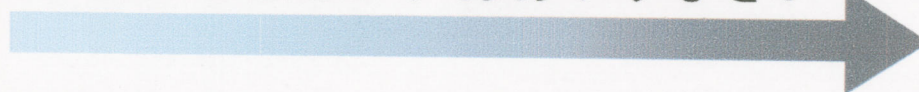
平成12年の地方分権一括法の施行により、権限が
国から地方に移譲

◆従来は…

仕事のやり方などの指示

こうやりなさい、ああやりなさい…

国



地方

◆地方分権一括法（平成12年）の制定後は…

対等・協力の関係へ

国



地方

権限が移譲されるということは・・・



自分たちの「まち」のことは自分たちで決めて、
自分たちで責任をとる！



行政や議会だけで決めるのではなく



町民が主体となって、町民、議会、行政が話し合い、協力
して「美幌町」をどうしていくかを定めることが必要！



そのためのルールが

自治基本条例

美幌町自治基本条例制定までの経緯

平成18年 4月	自治基本条例制定へ向け協議開始
平成18年10月～	自治基本条例町民学習会を3回開催
平成19年11月	自治基本条例庁内策定委員会を設置
平成19年12月～	みんなで創る自治基本条例町民会議を設置 (計37回の会議を開催)
平成22年 5月～	議会勉強会(計9回実施)
平成22年11月	中間報告会(町民、議会、職員) 町民向けは3カ所で4回(昼1回、夜3回)
平成22年11月～	パブリックコメント
平成23年 2月	臨時議会に条例案を上程
平成23年 3月	定例議会において修正可決
平成23年 4月	施行

「美幌町自治基本条例」全体の構造

前 文

第 1 章 総 則

第 2 章 情報共有

第 3 章 町民参加

第 4 章 住民投票

第 5 章 町民

第 7 章 議会

第 8 章 行政

第 6 章 協働・コミュニティ

第 9 章 行政運営

第 10 章 連携・協力

第 11 章 条例の見直し等

第 12 章 最高規範

美幌町の自治のイメージ

地域社会

+

町政（議会と
行政の活動）

=

美幌町の
自治

美幌町の自治

地域社会

議 会
(議員)

町 政
行 政
(町長・職員)

自治の主役は町民ですが、すべてのことを自らやることはできません。そこで、選挙で町長や議員を選び信託（信用してまかせる）しています。

議会と行政へ信託している部分にも町民が参加し、3者が協力していくことが重要です。

議会と行政は、町民参加を進めるために、情報を共有したり、町民が参加しやすい環境を整備する必要があります。

前 文

- ・美幌町の自然豊かな特性（美幌峠、美幌川、網走川等）
- ・美幌町発展の経緯
- ・「ゆたかな明るい町」をつくり、次の世代に引き継ぐ。
- ・情報の共有と町民参加を進め、みんなで自治を築く。
- ・町民主権による自治の確立の決意
- ・自治の最高規範となるこの条例を制定

第1章 総 則

1. 目的(第1条)

- 美幌町の自治に関する基本理念と基本原則を定める。
- 町民の権利、役割、議会と行政の責務を明らかにする。
- 議会、行政、地域社会の自治の推進に関する基本的事項及び制度を定める。
- 町民主体の自治を実現する。

2. 用語の定義(第2条)

ポイント！

- | | |
|-------|---|
| (1) 町 | 民 |
| (2) 行 | 政 |
| (3) 町 | 政 |
| (4) 協 | 働 |

「町民」には、「住民」のほか、町外から町内に通勤・通学している人、町内で事業活動やその他の活動などを行う個人、法人、団体を含んでいます。

3. 基本理念(第3条)

- (1) 町民が、美幌町の自治の課題を自ら解決することが基本。
しかし、その自治の一部を議会と行政に信託している。
- (2) 町民は信託に基づき町政に主体的にかかわる。
- (3) 国と北海道と対等な立場で相互協力し、自律的運営を図り、自治体として自立。

4. 基本原則(第4条)



第2章 情報共有

情報の共有(第5条)

個人情報保護(第9条)

情報の提供(第6条)

町民の意見等(第10条)

説明責任(第7条)

会議の公開(第11条)

情報公開(第8条)

ポイント！

議会と行政が持っている情報は、町民との「共有財産」です。町民参加や協働を推進するためには、情報を共有することが重要です。

第3章 町民参加

町民参加の基本 (第12条)

- 町民は町政に参加することを基本
- 議会と行政は、広く町民の意見等を求め、町政に反映
- 議会と行政は、町政へ広く町民が参加する機会を保障
- 青少年や子どもの町政への参加の権利

町民参加の対象 (第13条)

行政が町民参加を求める場合、求めない場合、町民参加を求めなかった場合の理由の公表について規定

町民参加の方法 (第14条)

- 審議会等、意見交換会、意見公募(パブリックコメント)、アンケート、その他適切な方法
- 5つの方法のいずれか又は複数の方法により参加を求める。

提出された意見等の取扱い (第15条)

行政は町民参加によって寄せられた意見等を検討して、その結果を公表する。

審議会等の委員の選任 (第16条)

審議会等の委員の選任は公募の町民委員を含むことが原則。他の審議会との重複を最小限。

ポイント！

住民参加条例を制定している自治体もありますが、現段階では、自治基本条例で町民参加について具体的に規定することとしました。

第4章 住民投票

住民投票とは？

- 町民が直接、賛成・反対の意思を表明できる → **町民参加の究極の手段**
- あくまで間接民主制を補完するもの。議論を尽くしたうえで、どうしても結論が出ない場合に、最終手段として実施されるべき。

住民投票のタイプ

- 個別設置型 → 地方自治法に基づき条例制定の直接請求 → 議会の議決 → 請求案件について住民投票を行うための条例を制定 → 住民投票の実施
- 常設型 → 対象事項や投票資格者など、投票に関するルールをあらかじめ設け、それに基づき実施する。要件を満たせば実施できるが、濫発の懸念もある。

住民投票 (第17条)

- 町長は、町政に関する重要な事項について、住民(外国人を含む)の意思を確認するため、住民投票の実施が可能。
- 町民、議会、町長は、住民投票の結果を尊重する。

住民投票の請求等 (第18条)

- 年齢満18歳以上の者  その総数の4分の1以上の者の連署をもって住民投票実施の請求可能
  住民投票の投票権を有する。
- 議 会  町長に対する住民投票実施請求可能
 議員定数の12分の1以上の者の賛成→議員提案
 →出席議員の過半数が賛成→住民投票実施
- 町 長  自ら住民投票を実施することができる

住民投票の実施手続、必要事項等は別に条例を定める

第5章 町民

町民の権利 (第19条)

- 町政に関する情報を知る権利
- 町政に参加する権利
- 行政サービスを受ける権利

町民の役割 (第20条)

- 美幌町の自治の主体として自ら考え行動、積極的な町政、地域活動への参加
- 自らの発言、行動に責任を持つ。互いを尊重し、協力しあう。
- 行政サービスを受けるために、応分の負担を負う。

事業者の役割 (第21条)

地域社会を構成する一員としての社会的責任の認識、地域社会との調和、暮らしやすい地域社会の実現

第6章 協働・コミュニティ

協働の推進 (第22条)

- これからは町民、議会、行政が互いに力をあわせて美幌町の課題を解決していかなければならない
→ 3者による協働の推進を規定
- 行政・・・町民の自主性、自立性を損なわないよう配慮し、必要な支援を実施

コミュニティ関係 (第23条)～(第26条)

- コミュニティを定義。具体には自治会、NPO、ボランティア団体など多種多様。
- コミュニティの役割を規定
- 町民や行政のコミュニティとのかかわり方について規定

第7章 議会

議会の責務(第27条) 町長等と議会及び議員の関係
議員の責務(第28条) 自由討議(第31条) (第30条)
町民との情報共有と町民参加(第29条)

ポイント！

- 町民との意見交換をする場を設ける。
- 議会報告会を開催。
- 一問一答方式を導入。
- 町長等は、議員の質疑や質問に対し反問(逆に質問)ができる。 ※試行中
- 本会議等で議員同士が自由に議論できる。
- 現在、議会に自治基本条例に基づく議会改革特別委員会を設置。

第8章 行政

行政の責務(第32条) 就任時の宣誓(第34条)

町長の責務(第33条) 職員の責務(第35条)

ポイント！

町長は、就任時に公正かつ誠実に職務を執行することを宣誓する。

第9章 行政運営

総合計画(第36条)

行政手続(第40条)

財政運営(第37条)

政策法務(第41条)

行政評価(第38条)

危機管理(第42条)

行政改革(第39条)

公益通報(第43条)

ポイント！

新たに制度設計又は見直しが必要なものは・・・

- 総合計画・行政改革～計画の内容だけではなく。策定時の検討内容も公表
- 行政評価～制度の見直しと、結果の予算への反映
- 公益通報～制度設計が必要

第10章 連携・協力

町外の人々との連携及び協力(第44条)

他の市町村との連携及び協力(第45条)

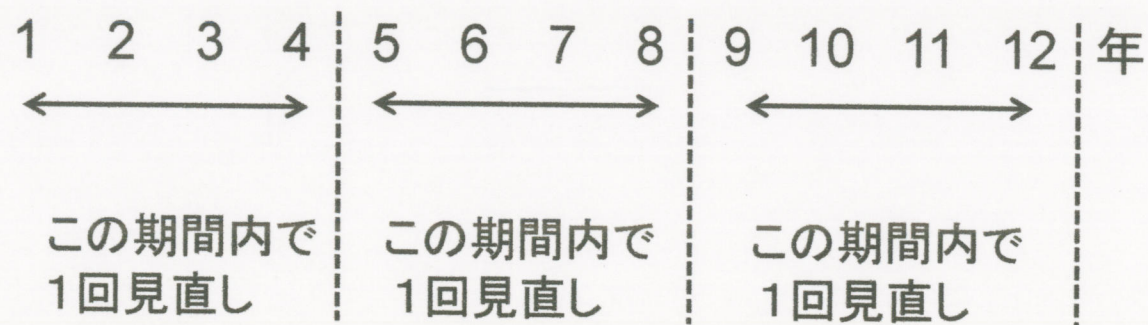
国及び北海道との連携及び協力(第46条)

国際交流及び連携(第47条)

第11章 条例の見直し等

条例の見直し（第48条）

- ・4年を超えない期間ごとに、各条項の検討を行なう。
- ・検討に当たっては、美幌町自治推進委員会に意見を求める。
- ・見直しが適当と判断した場合の措置の実施。



ポイント！

町長の任期中に少なくとも1回は条例の見直しについて検討します。

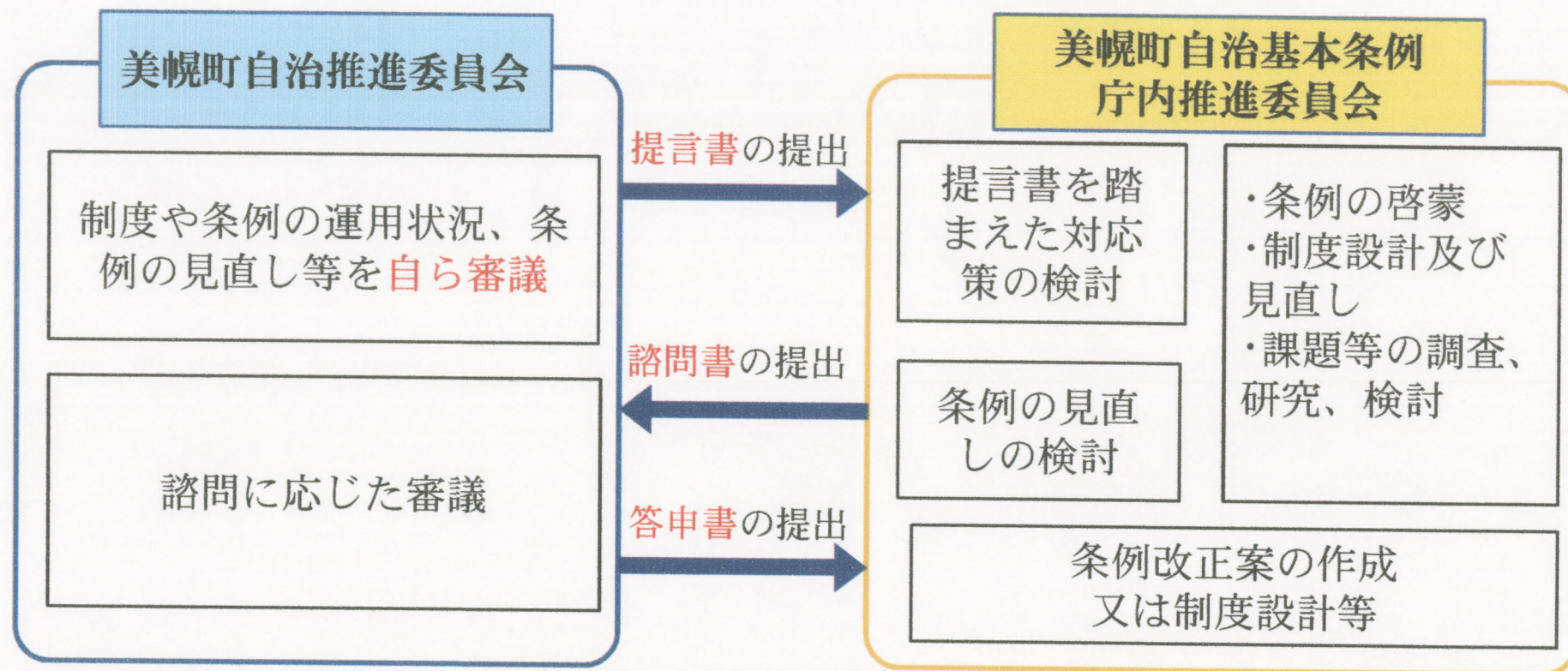
美幌町自治推進委員会

(第49条)

美幌町自治基本条例を守り育て、実効性を高めるための組織。

委員の人数・・・10人以内

委員の任期・・・2年、2回まで再任可(最長6年間)



条例に基づく制度、町民参加の状況、運用状況等は、毎年、委員会へ報告します

第12章 最高規範（第50条）

- ・本条例は美幌町の自治の基本を定める最高規範。
町民、議会、行政はこの条例を遵守する。
- ・条例、規則等の制定、改正、廃止に当たっては、本条例の
規定事項を最大限に尊重し、整合を図る。

条例制定後の取り組み

美幌町自治基本条例庁内推進委員会

美幌町自治基本条例の適正な進行管理を図り、実効性を高めるための組織。(特別職、部長職、主幹職3名)

推進委員会の下部組織としてワーキンググループ(WG)を設置
公募職員と検討項目に関係する部署の職員で構成(主査職以下)

情報共有WG

ホームページ、情報公開・個人情報保護制度、公文書管理、
ファイリングシステムなど

町民参加WG

住民投票条例・規則、子ども町政への参加、新しい公共の推進、
町民参加の推進など

行政運営WG

行政評価、行政手続、危機管理、公益通報、政策法務、総合計画
など